

よくあるお問い合わせ

■指定届（申告書）全般に関すること

Q. 固定資産がないのに、なぜ送られてきたのか？

A. この度の税制改正により、様式を変更しました。亡くなられた方が固定資産を所有しておらず、個人市民税または軽自動車市税にのみ該当される方へも、これらを兼ねた様式で送付させていただきます。

Q. 固定資産現所有者とは？

A. 固定資産の所有者が亡くなり、相続が発生してから相続登記が完了するまでの間、所有者として登記又は登録されている場合の当該資産を所有しているものであり、主に相続人がその固定資産現所有者となります。

Q. ほかに相続人がいるのに、なぜ自分のところに来たのか？

A. 法定相続人のうち、亡くなられた方と同居されていた方、もしくは上越市内に在住されている方を優先に送付させていただきます。

指定届（申告書）を市外在住などの主となる相続人の方へ再度送付されたい場合は、その旨をご連絡ください。該当者の方に改めて指定届（申告書）をお送りいたします。

Q. 法定相続権を持つ人（法定相続人）とは？

A. 民法で定められた相続人のことをいいます。配偶者（内縁ではない）は常に相続人であり、第1順位は子、子がいない場合の第2順位は実父母、実父母もいない場合の第3順位は実兄弟姉妹となります。

Q. 市税は何もかかっていなかったが、提出する必要があるのか？

A. 現在課税されていなくても、今後、市税に関する通知や課税等が発生する場合がありますので、基本的にはお亡くなりになった方全員に提出していただいております。お手数ですが、指定届（申告書）の提出をお願いします。

※ 発生する場合・・新たな課税資料が提出されたり、今まで税額を免除された資産の評価が高くなり課税となる場合など。

Q. 相続放棄をしたので提出しなくてよいのか？

A. 相続人全員が放棄した場合、家庭裁判所からの相続放棄申述受理書の提出をお願いします。（写しで結構です）

相続人がおられる場合（相続人の一部が放棄した場合）は、指定届（申告書）を提出いただければ申述受理書の提出の必要はありません。

Q. 相続についてまだ話し合いが終わっていないがどうすればよいのか？

A. この指定届（申告書）は、あくまでも市税に関する届出であり、納税通知書の送り先等を決めていただくものですので、話し合いが終わっていない場合でも提出ください。

※ 期限内の提出が困難な場合は、その旨をご連絡ください。

Q. 指定届（申告書）を出さないとどうなるのか？

A. 期限（死亡後約1ヵ月～1ヵ月半）までに指定届（申告書）の提出がない場合は、地方税法の規定により、市で代表者を指定して通知させていただきます。

なお、通常は指定届（申告書）をお送りした方を代表者に指定させていただきます。

Q. 市税とは具体的に何か？

A. この指定届（申告書）に関わる市税とは、固定資産税・都市計画税、個人市民税、軽自動車税です。

以下は税目ごとのQ&Aを記載してあります

■固定資産税

Q. 相続登記が終わっているのになぜ送られてきたのか？提出しなければいけないのか？

A. 一般的に相続登記には時間がかかりますが、その手続き中に課税に関する通知をお送りしなければならぬ場合があります。死亡された方に納税通知書をお送りすることはできないため、市では登記に先立って、死亡届の提出を元に指定届（申告書）の提出をお願いする文書を発送しております。相続登記が終わっている場合は、他の相続人の署名は不要ですが、相続人代表者（現所有者代表）と被相続人を記入していただき、「相続登記の状況又は予定」欄に登記完了日をお書きいただき、提出ください。

■固定資産税（口座）

Q. 死亡者名義の資産は、相続人代表者（現所有者代表）である自分の口座から今までも引き落とされている。口座は引き継がれるのか？

A. 納税義務者が変わると、口座は引き継がれません。今回は死亡された方から相続人代表者（現所有者代表）の方に納税義務者が変更されているため、同じ口座であっても引き継がれません。お手数ですが、金融機関にて再度お手続きをお願いいたします。

■個人市民税

Q. 死亡しているのに、市・県民税を支払わなければならないのか？

A. 1月1日現在、上越市に住所を有する方に前年中の所得に対して課税します。そのため、納税者の方が亡くなられた場合は、相続人代表者に納税通知書を送付させていただき、納付をお願いすることになります。

■軽自動車税

Q. 死亡しているのに、軽自動車税を支払わなければならないのか？

A. 軽自動車税が課税される基準日は4月1日のため、4月1日の所有者に課税します。
4月1日時点で、亡くなられている方の名義になっている軽自動車については、相続人代表者に納税通知書を送付させていただき、納付をお願いすることになります。

Q. 所有名義人の家族が亡くなったが、手続きは必要か？

A. 車両をまだ使用される場合は名義変更の手続きを、使用されない場合は廃車手続きを行ってください。手続きは、長岡ナンバー及び上越ナンバーは軽自動車検査協会長岡支所で、上越市ナンバーは市役所又は各総合事務所で行ってください。（自動車販売店や代行センター等、代行して手続きしてもらう方法もあります。）

その他ご不明な点がありましたら、各税担当までお問い合わせください。

問合せ先は、「相続人代表者指定届（固定資産現所有者申告書）について（市税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き）」文書をご覧ください。